

議案第21号

千曲市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

教育総務課

千曲市教育委員会公告式規則（平成15年千曲市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び教育委員会名を記入して、教育委員会の印を押し、教育長が署名」を「、教育委員会名及び教育長名を記入」に改める。

附 則

この規則は、令和6年9月27日から施行する。

令和6年9月25日提出

千曲市教育長 小松 信美

条例、規則等の名称	千曲市教育委員会公告式規則		
制定区分 (該当字句を ○で囲む)	新 規	一部改正	廃 止
制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)	<ul style="list-style-type: none">地方自治法（昭和22年法律67号）		

提案理由

市では、行政手続のDX化に向けた基盤を整備するため、令和3年8月から行政手続における押印廃止を進めてきています。本年、9月市議会において、「千曲市公告式条例の一部を改正する条例制定について」の議案が提出されました。行政手続のDX化推進と事務の効率化を図るため、規則以下の例規につきましては、市長名の記名のみとし、市長の署名又は公印の押印を廃止するという改正内容あります。

そのことに準じ、本規則の「千曲市教育委員会公告式規則」においても、教育委員会の押印を廃止する改正内容になります。

【改正概要】

- 規則、告示、訓令の制定改廃に際し、教育委員会の印を廃止し、及び教育長の署名から教育長名の記名に変更するものとする

千曲市教育委員会公告式規則（平成15年千曲市教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(規則の公布) 第2条 (略) 2 教育委員会規則を公布するときは、番号、公布の旨の前文、年月日 <u>及び教育委員会名</u> を記入して、教育委員会の印を押し、教育長が署名するものとする。 3 (略)	(規則の公布) 第2条 (略) 2 教育委員会規則を公布するときは、番号、公布の旨の前文、年月日、 <u>教育委員会名</u> 及び <u>教育長名を記入</u> するものとする。